

会員各位

(公社)熊本県トラック協会  
会長 住永 豊武  
(公印省略)

「標準的な運賃」の告示に伴う運賃料金変更届出について（お願い）

平素より、当協会の運営に関しご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月24日に告示された貨物自動車運送事業法改正に係る「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」につきましては、国がトラック運送事業者が荷主と運賃交渉を行う場合の目安の運賃として活用することを想定し、設定されたところですが、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、消費者や荷主企業等への周知が効果的に行い難い状況にあること、さらには荷主企業もコロナ禍に伴う経営環境の悪化等による、影響を受けている状況から、運賃交渉にも支障が出ているところです。

しかしながら、トラック運送事業者は運賃交渉力が弱く、運行コストに見合った対価を收受しにくい環境が長年続いていること、さらにはドライバーの高齢化が年々深刻化していることに加え、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることなどを踏まえ、運転者の労働条件を改善し、法令を遵守しながら社会インフラとしての物流機能を持続的に維持するためには、適正な運賃料金の收受が必要不可欠となっております。

つきましては、「標準的な運賃」の告示に基づく運賃料金の收受を会員各社の将来の目標と捉え、今後、荷主交渉を行って頂くためにも、先ず「運賃料金変更届出」を行い、交渉の環境整備を行って頂きたいと存じます。

また、この「標準的な運賃」は、令和5年度末までの時限措置とされており、将来的に国に対する制度の延長要望をする場合にこの運賃料金変更届出の割合が低い状況にあれば、延長の必要性が疑問視され延長が困難となることも予測されますので、この変更届出を行って頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、運賃の設定は、基本的には個々の経営実態に応じて事業者ごとに個別の運賃設定が行われることを想定していますが、事業の実態等を踏まえ、標準的な運賃をそのまま使用することが適切であると判断された場合には、そのままご使用いただくことも可能です。

記

1. 件 名 「標準的な運賃」の告示に伴う運賃料金変更届出について
2. 提出資料 ①一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書  
②該当する運輸局運賃表（距離制・時間制）  
③貸切運賃料金適用方
2. 提出先 熊本県トラック協会又は熊本運輸支局・輸送部門  
※当協会が熊本運輸支局へ提出を代行いたします。
3. 部 数 3部 ※会員事業者様が熊本運輸支局へ直接提出されることを妨げるものではありません。
4. その他 切手（140円）を貼った返信用封筒を同封のうえ提出  
※当協会を経由した場合、運輸支局から事業者（控）が返送されます。

○お問い合わせ先 TEL 096-369-3968 熊ト協 適正化事業課・業務支援課



様式 1

事業者番号	
-------	--

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電 話 番 号

## 一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、  
貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2 の規定に基づき届出いたします。

### 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名
2. 事業の種別
3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法  
種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添 1 のとおり）  
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和 2 年国土  
料金の額 交通省告示第 575 号）のとおり  
(適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部  
近畿 中国 四国 九州 沖縄  
適用方法 別添 2 のとおり  
  
旧) H 2 運賃 H 6 公示運賃 H 9 公示運賃 H 1 1 公示運賃  
その他（別添 3 のとおり）
5. 実施日  
令和 年 月 日より実施



I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
九州			18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
	沖縄	280	340	510	710		
	基礎作業時間を超える場合 は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつて、 午前から午後にわたる場合は、 正午から起算した時間により加 算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州		2,840	2,980	3,190	3,770		
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300			

## 貸切運賃料金適用方

### I. 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。  
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。  
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。  
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。  
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。  
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。

ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

(2) {基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃}

÷{(当該貨物の基準車両積載可能個数)×70%}

(特殊車両割増)

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

11. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

13. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなきは、所定の割増率を適用します。



(悪路割増)

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

16. 貨物の発地又は着地が、別添1の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り、)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限り、)を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間(貨物の積み込み又は取卸しの時間を除きます。)が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

(積込料、取卸料及び附帯業務料)

20. 積み込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金

の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、J I S規格のパレット（荷主側の提供したものに限りです。）の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

21. （１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- （２）前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

（実費）

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（計算の順序）

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
  - ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
  - ②割増率及び割引率の適用の計算
  - ③上下それぞれ10%幅の適用計算
  - ④5による運賃の端数処理
  - ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
  - ⑥21による加算の計算
  - ⑦実費の計算

（その他）

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

## Ⅱ. 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、9から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

### Ⅲ 運賃割増率

#### 【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

#### 【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

#### 【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

### Ⅳ 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

### Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

### Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

### Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

### Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## ○運賃割増率

## 1. 品目別割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械, 電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮, みこし, 仏壇, 神仏像 3. ピアノ, その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については, 5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物, 生きた動物, 鮮魚介類	2割
	2. 屍 体	5割
汚 わ い 品	生さなぎ, 骨の類, ぼうこう, あま皮, うろこ, 内臓, 塵芥等の廃棄物, し尿	4割
貴重品, 高価品	貨幣, 証券類, 貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

## 2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの, 重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
--	----------------

## 3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

#### 4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち,北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

#### 5. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935円	1,185円	1,605円	2,040円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545円	745円	1,040円	1,355円

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは「20t車まで」の各「上限値・下限値（H11年）の平均値」を算出

#### ○積込料及び取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	3,000円	1,000円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

本書はP 1 届出書4. で燃料サーチャージの届出にチェックを入れた際に提出ください。

### 燃料サーチャージについて

1. 以下の算出方法による。

基準価格：100.0 円 スタンド価格による。

改訂する刻み幅：5.0 円

改定条件：改定の刻み幅 5.0 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件：軽油価格が 100.0 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：(距離制運賃)

走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

(時間制運賃)

平均走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の 0.5 倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は、(代表価格－基準価格) とした。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車（2 tクラス）	<b>11</b> km/L
中型車（4 tクラス）	<b>7</b> km/L
大型車（10 tクラス）	<b>4</b> km/L
トレーラー（20 tクラス）	<b>3</b> km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2 tクラス）	100km	50km
中型車（4 tクラス）	130km	60km
大型車（10 tクラス）	130km	60km
トレーラー（20 tクラス）	130km	60km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。



# 1 「標準的な運賃」 活用するための手続

## 標準的な運賃を活用する場合の 届出の書類

- 「標準的な運賃」を変更せずに活用する場合、以下の2つの書類を作成し、地方運輸支局に提出します。

### ① 運賃料金変更届出書

- ・ 運賃料金変更届は標準的な運賃に設定するための書面

### ② 運賃料金適用方

- ・ 標準的な運賃を活用するに際しての具体的な適用ルールで、運賃料金適用方のひな形を参考に作成してください。



地方運輸支局へ提出（届出）

※ 3部提出 協会経由の場合には、140円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ協会へ提出  
協会が熊本運輸支局へ提出の代行をいたします。

## 2 運賃料金変更届出書の作成①

運行実態等を踏まえて、原価及び利潤を計算した上で、  
実際に適用する運賃及び料金を設定

<国土交通省 通達>

○標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものである。

○運送事業者が標準的な運賃を活用するにあたり、  
①上記の原価及び利潤の考え方を参考とする



②自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定する



③運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出を行う必要がある

○原価の計算については、「原価計算要領について（平成6年自貨第12号）」も参考にされたい。

### 標準的な運賃を自社の運賃として設定する場合の手続

<国土交通省 通達>

○標準的な運賃を自社の運賃として設定する場合、運賃と料金を区分して収受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。平成31年3月8日最終改正）を使用する。

事業者番号 09XXXXXXXXXXXX (13 ケタ)

様式 1

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所 熊本県熊本市〇〇〇-●  
 氏名又は名称 〇〇運送株式会社  
 代表者の氏名 〇〇 〇〇  
 電 話 番 号 096-000-0000

ゴム印でも可

押印なし 記名のみで可

## 一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、  
 貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

## 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 熊本県熊本市〇〇〇-●  
 氏名又は名称 〇〇運送株式会社  
 代表者の氏名 〇〇 〇〇

ゴム印でも可

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添1のとおり）  
 新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土  
 料金の額 交通省告示第575号）のとおり  
 (適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部  
近畿 中国 四国 九州 沖縄  
 適用方法 別添2のとおり

ここでチェック  
 を入れた運輸局  
 の運賃表を添付  
 します

旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃  
その他（別添3のとおり）

5. 実施日

令和 3年 〇月 〇日より実施

実施しようとする日を記入

### Ⅲ. 運賃割増率

#### 【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	割
---------	---

#### 【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	割
-----------------	---

#### 【深夜・早朝割増】

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離	割
--------------------------	---

### Ⅳ. 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
分を超える場合 において 分まで ごとに発生する金額	円	円	円	円

### Ⅴ. 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

### Ⅵ. 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

### Ⅶ. 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

### Ⅷ. その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち,北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

5. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935円	1,185円	1,605円	2,040円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545円	745円	1,040円	1,355円

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは「20t車まで」の各「上限値・下限値（H11年）の平均値」を算出

↓積込料及び取卸料の上限、下限の額を記入ください

○積込料及び取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	3,000円	1,000円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

※下限運賃は、最低賃金を上回る金額として1,000円としています。

#### 4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	2割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち, 北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち, 会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち, 高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

#### 5. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935 円	1,185 円	1,605 円	2,040 円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545 円	745 円	1,040 円	1,355 円

※小型車は「2t 車まで」、中型車は「6 t 車まで」、大型車は「14 t 車まで」、トレーラーは「20 t 車まで」の各「上限値・下限値 (H11 年) の平均値」を算出

#### ○積込料及び取卸料

時間ごとに	上限	下限
	円	円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員 1 人あたりの料金

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車 (2 tクラス)	11 km/L
中型車 (4 tクラス)	7 km/L
大型車 (10 tクラス)	4 km/L
トレーラー (20 tクラス)	3 km/L

自動車ディーラーカタログ値を参考に記載しております。

4. 時間制運賃を算出する上での条件 (平均走行距離) は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車 (2 tクラス)	100km	50km
中型車 (4 tクラス)	130km	60km
大型車 (10 tクラス)	130km	60km
トレーラー (20 tクラス)	130km	60km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車（2 tクラス）	km/L
中型車（4 tクラス）	km/L
大型車（10 tクラス）	km/L
トレーラー（20 tクラス）	km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2 tクラス）	100km	50km
中型車（4 tクラス）	130km	60km
大型車（10 tクラス）	130km	60km
トレーラー（20 tクラス）	130km	60km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。



# 「標準的な運賃」の届出書ダウンロード方法

- ①全日本トラック協会ホームページ (<https://www.jta.or.jp/>)  
トップページ



「標準的な運賃」  
をクリック

- ②「標準的な運賃」の特設ページ



必要な項目  
をクリック

「運賃表」をクリック  
すると下記の全国地図  
が表示されます。

全国分が一括で出力できます。

該当する運輸局を  
クリックすると運賃表  
が表示されます。

※書類に添付してく  
ださい。

### ③届出様式等

#### 標準的な運賃 届出様式等

- ▶ 運賃料金届出書(標準的な運賃 届出用様式)

[Word版](#) / [PDF版](#) / [記入例](#)

必要書類

※標準的な運賃以外の運賃 料金を届け出る場合は、従来の様式をご使用ください。

- ▶ 燃料サーチャージ 様式例

[Word版](#)

※燃料サーチャージを提出する場合に添付！

- ▶ 貸切運賃適用方(標準的な運賃 準拠) 様式例

[Word版](#)

必要書類

※なお、下記は参考例として作成しておりますので、ご使用の際は自社に適した内容であるか、ご確認の上ご利用願います。

(参考)

- ▶ 国土交通省平成11年運賃料金適用方に準拠した貸切運賃料金適用方 [Word版](#)

適用方の参考例が出力できます。

※内容要確認

注意※最終ページの「積込料及び取卸料」は H29 年11月以降  
約款改正時に提出された金額を記載してください。

#### 標準的な運賃 計算シート

- ▶ 標準的な運賃 計算シート[簡易版] / 計算シート[簡易版]利用要領

- ▶ 標準的な運賃 計算シート[詳細版(割増、割引、料金、実費等対応)]

／ 計算シート[詳細版(割増、割引、料金、実費等対応)]利用要領

- ▶ [参考リンク]運賃原価.com

#### 荷主への周知

- ▶ 「標準的な運賃」普及に係る荷主業界向け専門紙への広告掲載について

#### 標準的な運賃 Q&A

- ▶ 「標準的な運賃」Q&A

#### 国土交通省 発表資料

##### ●提出書類について(3部作成)

- ①一般貨物運送自動車運送事業の運賃及び料金設定)変更届出書
- ②運賃表(該当運輸局分)
- ③貸切運賃料金適用方  
(④※燃料サーチャージの届出をする場合には、燃料サーチャージ)